

平成21年8月8日から同月11日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について（閣議決定）

激甚災害指定を受けた地域の中小企業者等に対し、（既に実施中の）日本政策金融公庫・商工組合中央金庫の災害融資の上乗せ措置として、金利を引き下げるもの（0.9%引き下げを基本）。

1. 災害復旧貸付等について

○災害救助法の適用地域について、日本政策金融公庫が他の貸付とは別枠（※）で「災害復旧貸付」を実施するもの。本件については8月9日から実施済み。また、商工組合中央金庫についても、危機対応業務により、融資を実施。

（※）貸付限度額

日本政策金融公庫 中小企業事業：1億5千万円
（組合は4億5千万円）

国民生活事業： 3千万円

商工組合中央金庫：1億5千万円（組合は4億5千万円）

2. 今回の特別措置について

○激甚災害等、特に甚大な被害が発生したと判断される場合については、上記、「災害復旧貸付」及び危機対応業務における貸付利率を閣議決定により引き下げ。本件についても、兵庫県佐用町の中小企業者に対しては、1貸付当たり融資額のうち当初3年間1千万円（組合については3千万円）まで適用する（8月9日から遡って適用）。

（※）金利引下げの内容（8月12日現在、5年もの）

中小企業事業：1.85%（基準利率） → 1.00%

国民生活事業：2.20%（基準利率） → 1.30%

商工組合中央金庫：貸出金利から0.9%引下げ